

3 2 福祉保健関係地方財政負担の是正について

(厚生労働省)

提案の要旨

県単独福祉医療費公費負担制度実施に伴う国庫負担金減額制度の廃止
国から県への事業委託(補助)に係る必要経費(人件費等)の確保
国要綱に基づく県実施事業に係る国庫補助金の確保
県と大都市との経費負担の是正
三位一体改革に伴う地方の負担増に対する財源の確保
法定受託事務である事務監督等に係る必要な経費(人件費)の確保

現状及び課題

福祉医療費公費負担制度(老人、ひとり親家庭等、乳幼児、重度心身障害者)の実施が国民健康保険の医療費の増額に波及しているとして、国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置が全国的に行われている。(平成16年度:影響額 本来国庫負担金見込額 357億円の2.2%に当たる約8億2百万円)

国の責任において実施されるべき事業である毒ガス障害者援護事業、被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は、国から県への委託契約により実施しているが、事業費に見合う十分な財源(人件費等)が措置されず、県に負担を強いている。

特定疾患治療研究事業については、国庫補助金交付要綱に基づく国の所要額が措置されていない。また、政令指定都市及び中核市が実施主体になっていない。

区 分	実施主体及び負担割合	平成17年度		
		国交付率	県負担率	県超過負担額
特定疾患	国(50%), 県(50%)	29.2%	70.8%	約3億3,000万円

スモン及び事務費を除く。

社会福祉法人の所管及び社会福祉施設の設置認可、検査は政令指定都市及び中核市の事務であり、県には何らの権限がないにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済法において、県に当該市分の民間社会福祉施設等従事者への退職手当に係る補助金の負担が義務付けられている。

(参考)平成15年度:県負担総額 約5億2千万円の約4割 約2億3千万円を占める。

平成16年度:県負担総額 約6億4千万円の約4割 約2億9千万円を占める。

平成17年度:県負担総額 約6億9千万円の約4割 約3億2千万円を占める。

昨年度の三位一体改革において、国の責任で全国統一に行われるべきであり、制度の基本部分が変わらず、裁量の余地がない児童手当及び児童扶養手当について国の負担率が引き下げられ、地方へ負担が転嫁された。このことが、地方負担の大幅な増大を招いており地方財政を圧迫している。

生活保護法第23条等による生活保護事務に係る事務監督等の事務は、法定受託事務で国の指示に基づいて実施しているが、実施に見合う十分な財源(人件費)が措置されず、県に負担を強いている。

(参考)平成16年度:実従事職員8名, 経費算定職員6名 平成17年度:実従事職員8名, 経費算定職員6名

平成18年度: " 8名, " 6名

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成17年7月 全国知事会提案・要望

【前年度提案結果】

昨年度の三位一体改革において、国の責任で全国統一に行われるべきであり、制度の基本部分が変わらず、裁量の余地がない児童手当及び児童扶養手当の国の負担率が引き下げられ、地方への負担転嫁が行われた。

児童手当については、平成18年4月1日から次のとおり制度改正が行われたが、地方の意見を尊重することや地方負担を拡大しないことなど、これまでの提案内容については、措置されていない。〔制度改正内容: 地方の負担割合引き上げ、支給対象児童の年齢拡大(小学校第3学年修了前 小学校修了前)、受給者の所得制限額の引上げ〕

特定疾患治療研究事業については、国庫補助金の所要額の交付及び政令指定都市・中核市が実施主体となることについて、いずれも措置されていない。

提案の内容

福祉医療費公費負担制度は、社会的な弱者及び将来を担う乳幼児の健康管理を推進するために実施しているものであり、国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置は、直ちに廃止すること

毒ガス障害者援護事業、被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は、国の責任において実施されるべきものであり早急に法制化を行うとともに実施に見合う財源を措置すること

特定疾患治療研究事業については、都道府県の超過負担を解消すること

また、小児慢性特定疾患治療研究事業と同様、政令指定都市及び中核市を実施主体とすること

社会福祉施設職員等退職手当共済法に早急に大都市特例を設け、権限と財政負担の均衡を図ること

児童手当及び児童扶養手当制度等については、昨年度の三位一体改革において、国の負担率が引き下げられ、地方負担が大幅に増大することとなった。このことに伴い地方に必要となる財源については確実に措置すること。

また、今後、児童手当等の制度改正を行うに当たっては、地方公共団体の意見を聴取し尊重すること。

なお、国の責任において、全国統一的に行われるべきもので、制度の基本部分が変わらず、裁量の余地がない制度については、安易に国の負担率を引き下げ、地方へ負担転嫁しないこと。

生活保護法に基づく事務監督等に関する事務は法定受託事務であり、事務の実施に見合う財源を措置すること